

市長就任にあたって

川越市長 川合善明



3期目におきましても、市民の皆様から託された思いをしっかりと受け止め、初心を忘れることなく、これまでの経験と実績を礎とし、この歴史と伝統ある川越の将来の発展のため、各種施策に全力で取り組んでまいります。

中でも特に私が重要と考える、子育て支援や介護予防、都市基盤整備など、「子育てが楽しい川越づくり」「活力と魅力ある川越づくり」「快適で安心できる川越づくり」「持続可能な都市、川越づくり」を「4つの川越づくり」として引き続き強力に進めてまいります。

平成32年には東京オリンピックのゴルフ競技が本市で開催される予定であり、さらに、平成34年には市制施行百周年を迎えます。これらを契機として、本市のさらなる飛躍と活性化につながる施策を展開することにより、市民の皆様が川越に住むことへの誇りや愛着を抱いていただける「だれもが住み続けたいまち」を実現してまいります。

今後とも、市政に対する市民の皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様のご支援を賜り、3期目の市政運営を担わせていただくことになりました。2期8年間の取り組みを、多くの市民の皆様が評価していただくとともに、これからの市政運営に対する期待の大きさが示された結果として、改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。

やってみませんか？ 集団回収

資源循環推進課
☎239-6267

■集団回収説明会を実施します

紙類、びん、かん、布類の回収を集団で実施している市民団体(子ども会や自治会等)や、これから始めてみたいと考えている団体は、説明会に参加してください。なお、現在登録している団体には、事前に代表者へ通知しました。当日直接会場。
日時…3月11日(出)、午前9時～▶11時～▶午後2時～
会場…つばさ館

■集団回収事業報償金の申請受け付け

1月1日から3月31日までに実施した、集団回収実績に対する報償金申請を受け付けます。
受付期間…4月3日(月)～14日(金)
受付場所…資源循環推進課(つばさ館1階)
提出書類…集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書



■集団回収優良団体を表彰しました

2月7日、平成28年度集団回収優良団体表彰式が行われ、川合善明市長から感謝状と記念品が贈られました。受賞団体は、つつじヶ丘武蔵野育成会、新宿町2丁目子ども会育成会、五ツ又自治会、六軒町自治連合会、諏訪町自治会、大東東小学校PTA、古谷小学校PTA、川越西中学校PTAの8団体です。集団回収を継続していくことで、ごみの減量・資源化が図られるだけでなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。今後も、皆様のご協力をお願いします。

今年の「ごみゼロ運動」は5月28日(日)、10月29日(日)です 資源循環推進課 ☎239-6267

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に落ちているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをする運動です。皆様のご協力をお願いします。

子育て短期支援事業

子ども家庭課 ☎224-5821

保護者の仕事や病気等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や育児疲れ等でリフレッシュしたい場合に、施設で子どもを預かり、食事の提供等を行います。トワイライトステイ事業(午後5時から9時30分までの一時預かり)とショートステイ事業(宿泊を伴う預かり)の2種類があります。トワイライトステイを利用の際は、子どもの迎えも行います。いずれも原則、利用日の2日前までに埼玉育児院 ☎298-4251への申し込みが必要です。



実施施設…埼玉育児院(笠幡)
実施日…月・金曜日(祝・休日、年末年始を除く)
対象…市内在住の3歳～小学3年生
定員…1日3人
経費…トワイライトステイ 1日 750円 ▼ ショートステイ 1日 2750円
*収入等によって経費が異なります。また、食費等にかかる実費があります。詳しくは埼玉育児院にお尋ねください。

軽自動車等の手続きはお早めに

市民税課 ☎224-5637

軽自動車・原動機付自転車・二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税がかかります。廃棄や譲渡などですでに所有していない、登録内容に変更がある場合は、基準日まで各窓口で手続きをしてください。
手続き内容によりご用意いただく物が異なります。詳しくは各窓口にお尋ねください。



●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車 市民税課(本庁舎2階)
●二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える) 関東運輸局埼玉運輸支所 沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1) ☎050-5540-2029
●軽自動車(三輪・四輪) 軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所(三芳町北永井360-3) ☎050-3816-3111

事業所税の申告を忘れずに

市民課課 224・5637

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積が1000㎡を超える場合、または市内の事業所の従業者数が100人を超える場合は、申告納税が必要です。

なお、床面積が800㎡を超え1000㎡以下の場合、または市内にある事業所の従業者数が80人を超え100人以下の場合には課税されませんが、申告の必要があります。また、事業所用家屋を貸し付けている方は「事業所用家屋貸付(異動)申告書」の提出をお願いします。詳しくはお尋ねください。

国民年金受給者・加入者が亡くなったら

市民課 224・5764

手続きごとに受付場所が異なります。市民課(本庁舎1階)・日本年金機構ねんきんダイヤル(0570-051165)にお尋ねください。

国民年金の受給者が亡くなった場合

「国民年金受給権者死亡届」の提出が必要です。また、死亡月までの年金の未支給分は、受給者と生計を同じ

にしていただいた遺族に支給されます。「未支給年金(保険給付)請求書」を提出してください。未支給年金を受け取れるのは、3親等内の親族です。

国民年金の加入者が亡くなった場合

■遺族基礎年金が支給される場合

要件：老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方、または保険料納付要件(被保険者期間の3分の2以上)を満たした方が死亡した場合

対象：要件を満たす方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

支給期間：子が18歳に達する年度末まで

■寡婦年金が支給される場合

要件：第1号被保険者としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある夫が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす夫と10年以上婚姻期間があった妻

支給期間：妻が60歳から65歳になるまでの最長5年間

■死亡一時金が支給される場合

要件：第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)

年度替りの時期は窓口が大変混みあいます

市民課 224・5742

3月中旬から4月上旬の年度替りの時期は、転入や転出などの届け出が多く、窓口が大変混雑します。市民課や南連絡所は、待ち時間が長くなること予想されます。住民票や戸籍に関する届け出は、市民センターでも受け付けできます。市民センターの場所は、川越市民のしおりまたは市ホームページでご確認ください。

*証明センターでは、証明書の発行のみ受け付けできます。転入・転出などの手続きはできません。

第2・第4土曜日は開庁しています

3月の土曜開庁日は、11日と25日です(25日は小江戸川越春まつりが開催されるため駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください)。

開庁時間：午前8時30分～正午

開庁場所：市民課(本庁舎1階)・収納課(本庁舎2階)・南連絡所

開庁窓口	取り扱い業務
市民課 南連絡所	住民異動に関する届け出(転出・転入・転居・世帯変更など)、戸籍に関する届け出(婚姻・出生・離婚・死亡・転籍など)、印鑑登録、市民カードに関する手続き、住民票の写しの交付、戸籍の全部または個人事項証明書(戸籍の謄本または抄本)・身分証明書の交付、印鑑登録証明書の交付、マイナンバー(個人番号)カードの交付(市民課のみ。事前予約が必要です)
	*住民異動届の受け付け等で他の市区町村などに問い合わせが必要な場合は、当日の証明発行はできません。
	課税・所得・非課税証明書の交付
	*営業証明書の取り扱いはできません。
	納税証明書の交付
	固定資産税に関する証明書の交付
	*住宅用家屋証明書、固定資産家屋課税台帳登録証明書(所在証明)の取り扱いはできません。
収納課	市税(国民健康保険税を含む)の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談